費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減する仕組みもあります。

●介護保険サービスで利用できる額には上限があります

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（右表）。

限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担になります。

●施設を利用した際の食費や居住費（滞在費）も自己負担となります。

■サービスの支給限度額（1か月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）
事業対象者	56,000円	5,600円
要支援 1	56,000円	5,600円
要支援 2	117,200円	11,720円
要介護 1	186,600円	18,660円
要介護 2	219,300円	21,930円
要介護 3	301,000円	30,100円
要介護 4	344,300円	34,430円
要介護 5	403,100円	40,310円

例 要介護1（1割負担）の方が、195,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

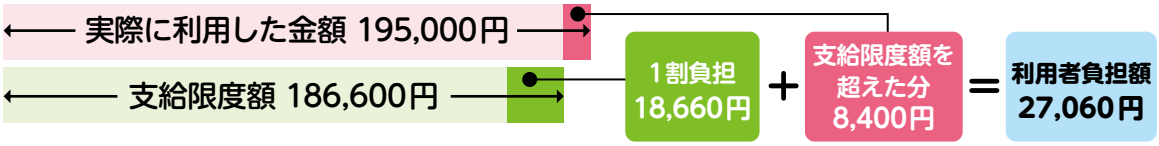

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分		限度額
現役並み所得相当の方（年収約383万円以上）	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）以上～同690万円（同約1,160万円）未満の方	93,000円（世帯）
	課税所得145万円（年収約383万円）以上～同380万円（同約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
住民税課税世帯の方		44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税		24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000円（個人）

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
●自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方

区分		限度額
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分		限度額
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方	19万円

●ホームヘルプサービスの利用料が免除になります

介護保険の利用を始める前に、障害者ホームヘルプサービスを利用している方で、障害者ホームヘルプサービスの利用者負担額が境界層該当者として月額0 円となっていた方は、介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用するときの利用者負担額が0 円となります。

●対象となる方

障害者ホームヘルプサービスの月額負担上限額が0円となっていた方（生活保護受給者を除く）

●施設の食費や居住費が軽減されます（負担限度額認定証）

申請※により「負担限度額認定証」が交付され、施設利用の際に証を提示することで食費と居住費の軽減を適用することができます。自己負担額は所得等に応じて決まり、基準費用額との差額は保険給付（特定入所者介護サービス費）されます。（ショートステイの利用を含みます。）

※有効期間は8月1日から翌年7月31日（毎年度申請が必要です）。



●対象となる方

世帯全員が住民税非課税で、預貯金等の資産が定められた要件以内の方。（所得、資産の状況により軽減される内容が異なります。）

●特定事業者の実施するサービスの利用料が軽減されます

軽減実施の届出をした事業者が行う特定の介護保険サービスを利用する方のうち、次の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。

●対象となる方

・世帯全員が住民税非課税でかつ、世帯全員の年間収入額及び預貯金額が、ともに一定の基準以下の方
（単身世帯の場合、年間収入額150万円以下で、なおかつ預貯金額350万円以下）
・介護保険料の滞納がない方
・自宅以外に家屋等を所有していない方
・負担能力のある親族等に扶養されていない方

※各種軽減を受けるためには、申請をしていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 **介護保険課　給付・事業者担当　☎ 5608-6149**

介護保険を利用する時に必要となる資金をお貸しします

●高額介護サービス費等の貸付

問い合わせ先 介護保険課　給付・事業者担当　☎ 5608-6149

高額介護サービス費や福祉用具購入費、住宅改修費は、利用者がいったん所定の金額を支払い、後で、区に請求することになります。この支払いが困難な場合、区の貸付制度を利用することができます。

●貸付の条件

すべて満たしていることが必要です。

・墨田区に引き続き3か月以上住所を有すること
・要介護認定または、要支援認定を受けていること
・介護サービスによる費用を一時的に支払うことが困難であり、高額介護サービス費等の支給を受けることができること
・介護保険料を滞納していないこと
・ほかの制度等により、同種の貸付を受けていないこと

●貸付の内容

下記に該当する資金をお貸しします。

・高額介護（介護予防）サービス費
・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
・居宅介護（介護予防）住宅改修費

●貸付限度額

保険給付の対象額

※福祉用具購入費及び住宅改修費のうち、利用者負担分は貸付の対象になりません。

